

Japanese
Association of
Sociology of Law

www.jasl.info

**2015年度
日本法社会学会
学术大会**

**於：首都大学東京
2015年5月8日(金)～10日(日)**

2015 年度学術大会開催のご案内

学術大会運営委員会

日本法社会学会 2015 年度学術大会が、5 月 9 日(土)・10 日(日)の両日、首都大学東京南大沢キャンパス(東京都八王子市南大沢1-1)「1号館」にて開催されます(受付は「1号館」1階)。

各分科会・シンポジウム等の部屋割りは皆さまの参加希望をふまえて決定し、当日に会場をご案内いたします。会員の皆さまは、別途郵送されている大会出欠葉書にて、出欠および参加予定分科会をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

会場へのアクセス方法は、本プログラム集巻末の会場案内をご参照ください。また、首都大学東京のウェブ・サイトの地図(http://www.tmu.ac.jp/university/campus_guide/map.html)もご参照ください。

会場に関するお問い合わせは、開催校の長谷川貴陽史会員 (k-hase@tmu.ac.jp) までお願いいたします。プログラム全般については、学術大会運営委員会の太田勝造会員 (sota@j.u-tokyo.ac.jp) までお問い合わせください。

会員総会のご案内

5 月 9 日(土)13 時 30 分より会員総会が開催されます。議事次第は以下の通りです。

1. 議長選出
2. 理事長挨拶
3. 開催校代表挨拶
4. 2014 年度活動報告
5. 2014 年度決算報告
6. 2015 年度予算案の提案
7. 日本学術会議に関する報告
8. 学会奨励賞受賞者表彰式
9. その他

懇親会のご案内

日時:5 月 9 日(土)夕刻(学術大会終了後の 18 時 30 分頃からを予定)

会場:「ルヴェゾンヴェール南大沢」(南大沢キャンパス内「国際交流会館」)

http://www.leversonverre-tokyo.com/restaurant_minamiosawa/

費用: 一般会員 6,000 円, 学生会員 4,000 円

出欠回答のお願い: 懇親会出欠の有無を同封の大会出欠葉書にてご連絡ください。

昼食のご案内

5月9日(土), 10日(日)とも開催校で昼食の弁当(お茶付 1,000 円)をご用意いたします。会場キャンパスに飲食可能な場所が週末はほとんどなく, また, 会場から徒歩5分ほどの南大沢駅周辺に三井アウトレットパーク多摩南大沢やイトーヨーカドー南大沢店などがあり, レストラン等も入っていますが, 席数は限られております。大会に参加される皆さまには弁当の注文をお勧めします。

申込のお願い: 弁当希望の有無を同封の大会出欠葉書にてご連絡ください。

若手ワークショップのご案内

若手会員の交流を図る若手ワークショップを, 学術大会の前日の5月8日(金)13時~17時30分, 首都大学東京南大沢キャンパスにて開催します(1号館309教室)。プログラムは本プログラム集の「プログラム」「報告題目・目次」のページをご覧ください。事前登録は不要です。若手会員の皆さまの活発な参加を期待します。

女性ランチョンのご案内

女性会員の交流を図るランチョン・セミナーを, 大会第1日目の5月9日(土)の昼食時(12時30分~13時30分)に開催します。会場およびプログラムは後日学会ウェブ・サイトおよび学会受付でご案内します。事前登録は不要です。ご関心のある方は, 昼食をご持参のうえ, 会場にお集まりください。

女性会員の皆さまの活発な参加を期待します。

ウェブサイトを利用した当日レジュメ配布の試行(継続)について

従来, 当日レジュメについては各報告者が会場に持参・配布していましたが, 一昨年度(2013年度)の学術大会から, この方法とあわせて, 学会ウェブ・サイトを利用した当日レジュメの事前配布を試行的に実施しています。今年度の学術大会でもこの試みを継続します。事前に詳しいレジュメを見た上で報告を聞くことができることや, 従来は会場でレジュメの部数が足りなくなる場合もありましたがウェブ上で確実にレジュメを入手できることなど, 会員にとって種々のメリットがありますので, ご活用ください。

具体的な実施要領および利用方法は, 4月下旬頃までに学会ウェブサイト(www.jasl.info)でご案内しますので, 関心のある方はそれをご覧ください(なお, レジュメの閲覧・ダウンロードには, 学会ウェブ・サイトの会員ページにアクセスするための会員共通のIDおよびパスワードが必要になります。そのID・パスワードは, 4月発行の学会報の末尾に掲載されていますので, ご確認ください)。

学術大会の傍聴について

会員以外の方も、傍聴費(下記)を支払って傍聴が可能です。お近くに関心をお持ちの方がおられる場合はその旨ご案内ください。なお、傍聴費は当日受付でお支払いください。

一般・大学院生:1,000 円

学部生:無料

学術大会の最新情報

学術大会についての最新情報を、
日本法社会学会ウェブ・サイト(www.jasl.info)にて
随時ご案内しますので、ご参照ください。

日本法社会学会 2015 プログラム

2015年05月08日(金) 13:30 - 17:30 (未定) 若手ワークショップ

13:30-14:00	第一部	活動報告と来期以降の体制についての議論
14:00-14:45	第二部	若手会員による研究報告
15:00-16:30	第三部	学会奨励賞受賞者講演
16:30-17:30	第四部	若手会議 2015 : オーラルヒストリーの実施について

2015年05月09日(土) 09:30 - 18:00 個別報告 & ミニ・シンポジウム (企画者・報告者)

09:30 12:30	ミニ・シンポジウム① 司法改革後の専門職・依頼人関係の変動と課題：法的サービス供給をめぐる紛争を焦点として 櫻村志郎 阿部昌樹 高橋裕 菅野昌史	ミニ・シンポジウム② 法テラスによる地域連携ネットワーク 濱野亮 佐藤岩夫 仁木恒夫 吉岡すずか 石田京子 山口絢	個別報告分科会 A 司会・馬場健一 小林 正典 菅原 郁夫 杉本 泰治 早瀬 利博		
12:30 13:30	昼 食 [同時間帯に女性ランチョンを開催]				11:45-13:30 ポスター・セッション α 久保山 力也 裁判員裁判ゲーム (デジタル版)
13:30 14:30	会 員 総 会				
14:30 18:00	ミニ・シンポジウム③ 漸進的法改革を目指す法科大学院改革：法の支配の実質化に向けて 久保山力也 遠藤直哉 太田勝造 久保利英明	ミニ・シンポジウム④ 「法と人間科学」による刑事司法へのアプローチ 松村良之 佐伯昌彦 松尾加代 上宮愛 塚本早織 綿村英一郎 金澤潤一郎	ミニ・シンポジウム⑤ 第 62 期弁護士 3 年間の軌跡:キャリア・トラジェクトリーの形成状況と出身法科大学院・ジェンダーのインパクトを中心に 宮澤節生 石田京子 藤本亮 武士俣敦 上石圭一	企画関連ミニ・シンポジウム I 日本のジェンダー平等の課題① 平等のジェンダー法理論 加藤秀一 浅倉むつ子 手嶋昭子 牟田和恵	14:30-16:15 ポスター・セッション β 早瀬 利博 不作為の入会権と保全地役権：上関原発立地空間に生きる鎮守の森を事例として
18:30 20:30	懇 親 会				

<p>09:00 12:00</p>	<p>ミニ・シンポジウム⑥ ADR 利用者調査 第一次報告 太田勝造 垣内秀介 前田智彦 入江秀晃</p>	<p>ミニ・シンポジウム⑦ 死刑と厳罰の意見は どうすれば変わるの か 河合幹雄 葛野尋之 木下麻奈子 平山真理 久保秀雄 木村正人</p>	<p>個別報告分科会B 司会：高橋裕 大竹秀一 桑原尚子 橋場典子 馬場健一 藤田政博 林直保子 堀田秀吾</p>	<p>企画関連 ミニ・シンポジウム II 日本のジェンダー平等の課題② 権利の実質化の 条件 三輪敦子 澤敬子 朴宣映 辻由希</p>
<p>12:00 13:00</p>	<p>昼 食</p>			
<p>13:00 16:50</p>	<p>全体シンポジウム ジェンダーと法の理論 企 画 南野 佳代 報 告 角田 由紀子 岡野 八代 船越 資晶 コメント 長谷川 晃 司 会 渡辺 千原 樫澤 秀木</p>			
<p>16:50 17:00</p>	<p>理 事 長 挨 拶</p>			

報告題目・目次

5月8日(金)

若手ワークショップ	2
活動報告と来期以降の体制についての議論	
若手会員による研究報告	
学会奨励賞受賞者講演	
若手会議 2015—オーラルヒストリーについて—	

5月9日(土)
午前

ミニ・シンポジウム①	
「司法改革後の専門職・依頼人関係の変動と課題： 法的サービス供給をめぐる紛争を焦点として」	4
コーディネータ：樫村志郎（神戸大学）	
(1) 樫村志郎（神戸大学）	
(2) 阿部昌樹（大阪市立大学）	
(3) 高橋 裕（神戸大学）	
(4) 菅野昌史（いわき明星大学）	
ミニ・シンポジウム②	
「法テラスによる地域連携ネットワーク」	6
コーディネータ：濱野 亮（立教大学）	
(1) 濱野 亮（立教大学）「企画趣旨」	
(2) 佐藤岩夫（東京大学）「ニーズ顕在化の視点から見た地域連携ネットワーク」	
(3) 吉岡すずか（桐蔭横浜大学）「連携構築の促進要因・阻害要因」	
(4) 仁木恒夫（大阪大学）「要後見人の高齢者の司法アクセス」	
(5) 石田京子（早稲田大学）「スタッフ弁護士の連携活動における倫理問題」	
(6) 山口 絢（東京大学）「法テラスと行政機関による『ホットライン』の事例分析」	
○コメンテータ：太田晃弘（法テラス東京法律事務所）	
個別報告分科会A	10
司会：馬場健一（神戸大学）	
(1) 小林正典（和光大学）「中国の持続可能な発展と法制度の現状」	
(2) 菅原郁夫（早稲田大学）「民事訴訟にかかわる司法制度改革の効果の検証：民事訴訟利用者調査と一般市民調査の対比」	
(3) 杉本泰治「法と倫理の両面からの『コミュニティ』からの団体組織論的な解明」	
(4) 早瀬利博「不作為の入会権と保全地役権：上関原発立地空間に生きる鎮守の森を事例として」	

5月9日(土)
午後

ミニ・シンポジウム③	
「漸進的法改革を目指す法科大学院」	14
コーディネータ：久保山力也（名古屋大学）	
(1) 遠藤直哉（弁護士・法学博士）基調報告	
(2) 久保山力也（名古屋大学）「『隣接』土業の視点」	

- (3) 太田勝造 (東京大学) 「法社会学の視点」
- (4) 久保利英明 (弁護士) 「司法改革の視点」

ミニ・シンポジウム④

『法と人間科学』による刑事司法へのアプローチ ……………18

コーディネータ：松村良之 (明治大学)・佐伯昌彦 (千葉大学)

- (1) 松村良之・佐伯昌彦「企画趣旨」
 - (2) 松尾加代 (慶應義塾大学) 「目撃者遂行型調査とその効果 (仮題)」
 - (3) 上宮 愛 (浜松医科大学) 「実証研究にもとづく子どもへの事実確認のための面接法」
 - (4) 塚本早織 (名古屋大学) 「素人理論からみた法と心のインタラクション」
 - (5) 綿村英一郎 (東京大学) 「一般市民の量刑感覚についての心理学的検証」
 - (6) 金澤潤一郎 (北海道医療大学) 「発達障害傾向のある触法者への臨床心理学的コンサルテーション」
- コメンテータ：緑大輔 (一橋大学)・飯田高 (東京大学)

ミニ・シンポジウム⑤

「第 62 期弁護士 3 年間の軌跡：キャリア・トラジェクトリーの形成状況と出身法科大学院・ジェンダーのインパクトを中心に」 ……………22

コーディネータ：宮澤節生 (青山学院大学・カリフォルニア大学ヘイスティングス校)

- (1) 宮澤節生「第 62 期弁護士第 2 回調査の概要と本ミニシンポの構成」
- (2) 石田京子 (早稲田大学) 「法科大学院教育及び司法修習に対する評価の変動とその要因」
- (3) 藤本 亮 (名古屋大学) 「勤務地・所属組織・組織内地位の変動とその要因」
- (4) 武士侯敦 (福岡大学) 「専門分化の変動とその要因」
- (5) 藤本 亮「業務分野評価の変動」
- (6) 上石圭一 (追手門学院大学) 「所得・満足度・不安感の変動とその要因」
- (7) 石田京子「ワークライフ・バランスをめぐる状況の変化とその要因」
- (8) 宮澤節生「主要知見の要約ーキャリア・トラジェクトリーの形成状況と出身法科大学院・ジェンダーのインパクトー」

企画関連ミニ・シンポジウム I

「日本のジェンダー平等の課題①：平等のジェンダー法理論」 ……………24

司会：和田仁孝 (早稲田大学)

- (1) 加藤秀一 (明治学院大学) 「ジェンダー平等と社会規範」
 - (2) 浅倉むつ子 (早稲田大学) 「雇用分野のジェンダー平等はなぜ実現しないのか？」
 - (3) 手嶋昭子 (京都女子大学) 「ジェンダー不平等と暴力 (DV)」
 - (4) 牟田和恵 (大阪大学) 「セクハラ問題から見えるジェンダーと権力関係」
- コメンテータ：遠藤美奈 (早稲田大学)

5月10(日)
午 前

ミニ・シンポジウム⑥

「ADR利用者調査第一次報告」……………28

コーディネータ：太田勝造（東京大学）

- (1) 太田勝造「趣旨説明：調査の概要」
- (2) 垣内秀介（東京大学）「利用への経緯と手続への期待」
- (3) 前田智彦（名城大学）「紛争解決モデルとその評価」
- (4) 入江秀晃（九州大学）「紛争解決内容種別から見た手続期待と評価」

ミニ・シンポジウム⑦

「死刑と厳罰の意見はどうすれば変わるのか」……………30

コーディネータ：河合幹雄（桐蔭横浜大学）

- (1) 河合幹雄・葛野尋之（一橋大学）・木下麻奈子（同志社大学）・平山真理（白鷗大学）・久保秀雄（京都産業大学）・木村正人（高千穂大学）「問題意識と経過」
- (2) 河合幹雄・葛野尋之・木下麻奈子・平山真理・久保秀雄・木村正人「全国意識調査の方法」
- (3) 河合幹雄「冤罪と死刑制度に対する世論」
- (4) 木村正人「無知にもとづく懲罰意識？：死刑の世論と情報効果」
- (5) 久保秀雄「刑罰意識を規定する功利主義的要因と道徳的要因」

○コメンテータ：葛野尋之・平山真理

個別報告分科会B……………32

司会：高橋 裕（神戸大学）

- (1) 大竹秀一（大阪観光大学）「日本におけるグリーン・ツーリズムに関する法社会学的研究」
- (2) 桑原尚子（福山市立大学）「イスラーム家族法とジェンダー：離婚訴訟における夫の扶養義務と妻の服従義務を事例として」
- (3) 橋場典子（北海道大学）「法システムと個人の乖離：社会的弱者による『拒絶』をいかに乗り越えるか」
- (4) 馬場健一（神戸大学）「簡易裁判所の弁護士代理率・本人訴訟率の規定要因について」
- (5) 藤田政博（関西大学）・林直保子（関西大学）・堀田秀吾（明治大学）「司法制度に対する信頼の規定因：関東地方におけるインターネット調査の結果から」

企画関連ミニ・シンポジウムII

「日本のジェンダー平等の課題②：権利の実質化の条件」……………36

司会：藤本亮（名古屋大学）

- (1) 三輪敦子（(公財)世界人権問題研究センター）『「権利アプローチ」と個々人のエンパワメント～地域的文脈を踏まえた権利支援のために』
- (2) 澤 敬子（京都女子大学）「司法におけるジェンダー・ダイバシティと権利の実質

5月10(日)
午前

化」

- (3) 朴宣映 (韓国女性政策研究院) 「韓国の立法過程における Gender Impact Assessment の制度化の成果：性『別影響分析評価法』を中心に」
- (4) 辻 由希 (東海大学) 「ジェンダー平等の実質化と日本政治：安倍政権の女性活躍政策を題材に」
○コメンテータ：阿部昌樹 (大阪市立大学)、イザベル・ジロドウ (名古屋大学)

5月10(日)
午後

全体シンポジウム

「ジェンダーと法の理論」40

コーディネータ：南野佳代 (京都女子大学)

司会：渡辺千原 (立命館大学)

樫澤秀木 (佐賀大学)

(1) 南野佳代

「企画趣旨」 40

(2) 角田由紀子 (第二東京弁護士会)

「『支配理論』の立場から求められるもの：なぜジェンダー平等の問題が軽く扱われるのか、日本におけるジェンダー平等がなぜ進まないのか」 41

(3) 岡野八代 (同志社大学)

「関係性アプローチと法理論：ジェンダー平等と暴力の観点から」 42

(4) 船越資晶 (京都大学)

「批判法学はジェンダーの法理論に何をもたらすか？」 43

○コメンテータ：長谷川晃 (北海道大学)

5月8日（金） 13:00～17:30

- ・若手ワークショップ

若手ワークショップ

於 首都大学東京 (1号館 309室 予定)

第一部 活動報告と来期以降の体制についての議論 13:30～14:00

一年間の活動報告および次期若手WS幹事の選出に加えて、若手WSの今後の活動方針について話し合いたいと考えております。

第二部 若手会員による研究報告 14:00～14:45(質疑応答含)

郭薇会員による「中国における法社会学の興起と近時の研究動向」についてのご報告と質疑応答を予定しております。

第三部 学会奨励賞受賞者講演 15:00～16:30(質疑応答含)

吉岡すずか会員（受賞作：『法的支援ネットワーク—地域滞在型調査[エスノグラフィー]による考察』信山社，2013年）が，受賞作についてご講演され，その後質疑応答を行う形式を予定しております。

第四部 若手会議 2015

—オーラルヒストリーの実施について— 16:30-17:00

今後のオーラルヒストリーの企画・実施に関して，若手会員および理事の先生方と話し合いたいと考えております。

- * ワークショップ終了後，例年通り，18時頃に懇親会を開催します。若手研究者の皆様奮ってご参加くださいますよう，宜しく願いいたします。なお，若手ワークショップに関するお問い合わせは，若手WS幹事のいずれかまでお願いいたします。

文責：若手WS幹事一同

山口 絢（日本学術振興会）(qq096118@iii.u-tokyo.ac.jp)

郭 薇（北海道大学）(guowei_kakubi@yahoo.co.jp)

鈴木幸恵（神戸大学）(62.y.05.s.14@gmail.com)

渡邊和道（同志社大学）(ejm1206@mail2.doshisha.ac.jp)

5月9日（土） 9:30～12:30

- ・ミニシンポジウム①

「司法改革後の専門職・依頼人関係の変動と課題：
法的サービス供給をめぐる紛争を焦点として」

- ・ミニシンポジウム②

「法テラスによる地域連携ネットワーク」

- ・個別報告分科会 A

司法改革後の専門職・依頼人関係の変動と課題

コーディネータ：檜村志郎（神戸大学）

【報告】

檜村志郎(神戸大学)

阿部昌樹(大阪市立大学)

高橋裕(神戸大学)

菅野昌史(いわき明星大学)

1990年代から2000年代にわたる司法制度諸改革により日本各地において法サービス提供可能性は拡大した。とりわけ地方での法専門職数の増大は、従来法専門職数の不足による法サービスの入手困難（「司法過疎」）が見られた地域の状況を潜在的に改善した。しかし、各地において提供される法サービスの分布・質・種類・価格等が、利用者の期待・需要・必要に合っているかどうかは不明の点が多い。むしろ、政策側や供給側の変化が利用者からの期待の過剰な上昇や実態との齟齬を生み出し、法専門職や司法制度への信頼低下を引き起こしているという可能性がある。そこで、本研究は、複数の法領域に着目して大量サーヴェイと事例研究を実施し、諸外国の状況との比較も行い、現代日本における法サービスの提供をめぐる生じている紛争・対立・問題の過程を解明することを目的とする。また、このことを通じて、法サービス提供の諸特性とそれに適合する供給体制、およびその規制のあり方を一般的に検討する。

以上の観点から、具体的には、以下のようなテーマの報告を予定している。(1)法専門職への人々の認識と評価、(2)英国・オーストラリアにおける法専門職規制の制度と動向、(3)弁護士および司法書士への苦情・懲戒・紛議事件の量、(4)懲戒事件の種類や推論、(5)法専門職規制の法専門職業務・専門職・依頼人関係への影響。

(1) 法専門職への人々の認識と評価

司法改革においては、法による事後的規制を中心とする社会統合が目指されたが、今日そのような社会統合を中心とする社会がもたらされつつあるのかはなお検討を要する。法専門職の数的増加および司法書士裁判所代理権拡大のような質的拡充により、人々が法専門職を見る見方には変化が見られる一方で、法的サービス供給はなお神秘的ないし権威的の性質も帯びていることから、変化に抵抗する性質もあると考えられる。今日の日本社会で潜在的利用者および実際の利用者は、法専門職とそのサービスについてどのような認識と評価を行っているかを検討する。

(2) 英国・オーストラリアの法専門職規制の制度と動向

2000年前後から、英国においては法専門職の伝統的なあり方を変化させる政策がとられ、その一つの結果として、法専門職（特にソリシタ、バリスタ）の倫理規律機関が法専門職組織から独

立し、また、法専門職は他の専門職と並んで消費者苦情処理機関（Legal Ombudsman）の対象となった。またオーストラリアでも、これに前後して、法専門職規制において同様の動きが生じた。これらの規制制度と動向、評価などについて報告する。

(3) 法専門職に対する苦情・紛議調停等・懲戒等の量

弁護士については、この15年ほど懲戒処分を受ける者の率は0.3%程度で変わらないが、懲戒申立数は、全数の増加以上の率で増加している。この結果、申立件数に対する懲戒処分件数の率は、1998年の8.16%に対して2012年の3.45%へと、申立件数の増減が激しいことを割り引いても低下している。これを見ると、今日法専門職への苦情処理の体制が十分なものであるかどうか問われうる。

(4) 懲戒事件の種類と推論

弁護士や司法書士の懲戒事件については、長期（弁護士懲戒処分については約50年間）にわたり一定の範囲で処分決定が事実と理由を付して公表されている。これらは、懲戒処分についての先例ないし指導例となることが予定されており、そこには専門職集団内部の倫理観が表明されていると考えられる。このなかから一定の事件を事例として分析する。

(5) 法専門職規制の法専門職業務・専門職・依頼人関係への影響

法専門職への苦情処理その他の規制活動は、個々の専門職の活動や事務所内の組織に影響を及ぼすことにより、法的サービス活動のパターンに影響を与えられられる。これらについて、主として英国とオーストラリアの事情を紹介・検討する。

【参考文献】

Abel, R.L. (2008) *Lawyers in the Dock: Learning from Attorney Disciplinary Proceedings*. Oxford.

Abel, R.L. (2011) *Lawyers on Trial: Understanding Ethical Misconduct*. Oxford. Cummings, S.L. (2011) *The Paradox of Professionalism*. Cambridge.

法テラスによる地域連携ネットワーク

コーディネータ：濱野亮（立教大学）

企画趣旨

濱野亮(立教大学)

近年、地域の福祉関係者と連携して、いわゆる「司法ソーシャルワーク」を実践する弁護士が注目されている。積極的に現場に出て行き（アウトリーチ）、福祉関係者と連携して、高齢者、障害者、生活困窮者、DV 被害者などの潜在的ニーズを顕在化させつつ、関係者とチームを組んで総合的な生活支援を試みている。こうした状況を背景に、日弁連と法テラスの協議に基づき、2012 年秋、法テラス東京法律事務所に地域連携パイロット部門が設置され、関係機関との連携構築の経験を持つスタッフ弁護士が配置された。並行して日弁連法務研究財団の財団研究「法テラスのスタッフ弁護士による関係機関との連携及びこれを活用した紛争の総合的解決と予防に関する検証調査」（主任：濱野）が発足し、2015 年 10 月までの予定で共同研究を行っている。本ミニシンポジウムは、同研究会のメンバーのうち法社会学研究者による中間報告である。冒頭で、濱野が、共同研究の対象ケース（パイロット部門のスタッフ弁護士が 2012 年 10 月 1 日から 2013 年 6 月 30 日までに受任した 61 ケース）の概略を紹介したうえで、以下の報告が行われる。

ニーズ顕在化の視点から見た地域連携ネットワーク

佐藤岩夫(東京大学)

医療や日常生活の様々なニーズと比較した法的ニーズの特質は、ほかならぬ当事者自身ですら自己のニーズに気づきにくい点にあるといわれる。そして、法専門家と他の諸機関・専門家のネットワークの重要な機能は、当事者自身ですら気づいていないかもしれない潜在的な法的ニーズを顕在化させ、それを支援者（法専門家）につなぐ点にあることも指摘される。A・センの「潜在能力（capability）」アプローチを参考にすれば、ニーズとは、各人の良き生の構想に社会的諸資源を結びつける能力の欠損である。そして各種のニーズは、本質的に存在ないし顕在化するのではなく、各社会の資源の保有状況や当事者の選択など多様な要因に影響されつつ社会的に構築されるものである。本報告では、法的ニーズ顕在化の視点から、地域連携ネットワークの問題を考える。具体的には、「潜在能力」アプローチや、社会構築主義的視点を取り入れた「ケアの社会学」の理論的示唆を法社会学の議論に接合し、現に行われている地域連携ネットワークの特質・機能を記述するとともに、より一般的に、法的ニーズの特質およびその顕在化（承認）プロセスに関する理論枠組の構築を試みる。

連携構築の促進要因・阻害要因

吉岡すずか(桐蔭横浜大学)

法律専門家が地域の社会資源と積極的に接続し連携を図ることで、法的支援のネットワークを顕在化させたり、拡大・強化するといった動きが、社会的にますます注目を集めるようになってきている。もとより連携の構築を促進するには、どのような要因が影響を与えているのであろうか。逆に、連携の構築を阻害する要因とはいかなるものであろうか。本研究プロジェクトで対象とする関係機関との連携ケースを規定しているのは、中間報告(濱野 2014)でしめされたように、(1) スタッフ弁護士の個人的特性(すなわち経験、人的ネットワーク、価値観、能力等)、(2) 持ち込まれる経路、(3) 当該事務所の政策、(4) 他の弁護士への振り分け状況、(5) 地域の特性といった要因である。本報告では、このような抽出の背景を有するケースにつき、連携形成の経緯、連携活動の内容、通信方法、アウトリーチといった様相をみながら、連携構築の促進/阻害に影響を及ぼすと考えられる諸要因について、正負の方向に作用する因子の有無、問題類型や関係するアクターによる差異の検討を行い整理する。さらに、対象となる地域の特性に着目し、東京のような大都市部において関係機関と連携する活動の特徴について、本研究プロジェクトで実施した他地域の法テラス法律事務所における調査結果をふまえて考察を試みる予定である。

要後見人の高齢者の司法アクセス

仁木恒夫(大阪大学)

近年、法テラスのスタッフ弁護士の顕著な弁護活動実践は、「司法ソーシャルワーク」と呼ばれている。それは「司法へのアクセス」の思想を反映した福祉国家的な側面をもちつつも、要支援対象者の自律を促そうとするものである。この対象者には要後見人の高齢者、通常の事理弁識能力に欠けているとされる人々もふくまれる。そうした要後見人の高齢者は、しばしば、近親者らと密接な関係のなかにあり、彼らから虐待を受けている。弁護士は、そうした状況に介入し、後見人として当該高齢者を虐待から救済し、適切な法律行為や財産管理の手助けすることが期待される。しかし、他方で、多くの場合、そうした高齢者こそ近親者らとの関係に深く組み込まれており、社会生活の表面上は隠蔽され深く潜伏していることが予想される。また、すでに確立された関係のなかにある当該高齢者に、弁護士が容易に支援に入ることができないこともある。それでは、こうした困難も予想される要後見人の高齢者に適切な介入を行おうとするスタッフ弁護士の弁護活動はどのようなものなのだろうか。スタッフ弁護士の活動には「アウトリーチ」や「地域連携ネットワーク」といった一般的な特徴が指摘されている。本報告では、こうした特徴を要後見人の高齢者の弁護活動にひきつけて、具体的事例に即して、考えてみたい。

スタッフ弁護士の連携活動における倫理問題

石田京子(早稲田大学)

本報告では、スタッフ弁護士の諸機関との連携活動に関する倫理問題を検討する。既に他の報告にあるように、スタッフ弁護士による連携活動は、依頼者をエンパワメントし、より効果的な法的支援を可能とする。一方、これまでその倫理問題は、スタッフ弁護士当事者の苦労という形で言説として語られることはあっても、必ずしも十分に理論的検討が蓄積されていない。言うまでもなく、スタッフ弁護士の活動は弁護士活動として弁護士職務基本規程（以下、「基本規程」）に拘束される。しかし、基本規程においては、訴訟活動以外の活動にも配慮した規定も置かれているとはいえ、スタッフ弁護士が現在行っている連携活動のような形態を念頭に置いた規律は見られない。例えば、より効果的な連携のために、情報の交換が必要であると考えた場合、弁護士の守秘義務はどのように解すべきか。連携先の利益と依頼者の利益が対峙するような場面では、弁護士はどのように対応すべきか。連携先とスタッフ弁護士とで、適切と考える解決策が異なる場合にはどのように行動すべきか。本報告では、諸機関との連携活動に特有の倫理的ジレンマの具体例を幾つか挙げた上で、類似の事例におけるアメリカでの先行研究も参考にしつつ、これらのジレンマをどのように克服すべきか、理論的考察を試みる。

法テラスと行政機関による「ホットライン」の事例分析

山口絢(東京大学)

地域連携パイロット部門は、スタッフ弁護士と行政機関を直接結ぶ電話「ホットライン」を開設している。行政機関は、困りごとを抱えた人々が最初に相談する機関の一つと考えられ、人々の相談に直接対応するだけでなく、法的問題の発見および関連機関の紹介、といった媒介機能も担っている。実際、平成 25 年度に法テラスの法律相談援助を利用した人のうち、43.1%が自治体からの紹介であった（法テラス白書・平成 25 年度版）。しかしながら、行政機関の職員が法的問題を発見することはしばしば難しく、発見したとしても、気軽に法専門家に相談できるとは限らないため、このようなホットラインが開設されている。本報告では、ホットラインの特徴、効果、課題を分析し、行政機関から法テラスへのアクセス向上の取り組みの可能性を考察する。具体的には、4つの福祉事務所と1つの地域包括センターの職員計14名を対象としたインタビュー調査を実施し、逐語録を作成したうえでデータを質的に分析した。分析の結果、ホットラインの効果には、権威性、法・手続に関する専門知識といった弁護士という職種に由来する効果と、顔の見える関係、迅速な対応といったホットラインの特徴に由来する効果があった。さらに、今後の課題として、個々の職員が法律問題に気づくために行政機関内でのスーパーバイズの必要性が挙げられる。

コメンテータ：太田晃弘弁護士（法テラス東京法律事務所）

【参考文献】

濱野亮「法テラス東京法律事務所における地域連携パイロット部門」『総合法律支援論叢』第5号（2014年）101～122頁。

中国の持続可能な発展と法制度の現状

小林正典（和光大学）

1992年にリオ・デ・ジャネイロで環境と開発に関する国連会議が開催されてまもなく、中国は専門家を集めて行動計画の取りまとめに着手し、その成果は1994年に「中国21世紀議程」（中国アジェンダ21）の形で公式に承認された。翌1995年には、中国共産党14期5中全会閉幕時の江沢民講話において「持続可能な発展戦略」が重大な国家戦略として盛り込まれ、2003年には「持続可能な発展のための行動綱要」も公表された。

一方、1978年の11期3中全会で確立された「法治」に関する「十六字の方針」は、1997年の中国共産党15回大会で「依法治国」（法によって国を治める）、「社会主義法治国家建設」の形で党の基本政策として表明され、1999年にはこれらの文言が憲法に盛り込まれた。そして2014年の18期4中全会では、1万7千字にも及ぶ「依法治国の全面的推進における若干の重大な問題に関する中国共産党中央の決定」が発表されるに至っている。

現代中国の法と社会を考える上で、「持続可能な発展」と「依法治国」はきわめて重要なキーワードである。そこで本報告では、中国の「持続可能な発展戦略」の沿革と特色を整理し、この国家戦略が現状の中国の法律制度においてどのように具現化されているかを概観し、さらに依法治国の全面的推進に関する18期4中全会での「決定」の内容を考察した上で、中国の法と社会の今後を展望する。

民事訴訟にかかわる司法制度改革の効果の検証 —民事訴訟利用者調査と一般市民調査の対比—

菅原郁夫（早稲田大学）

報告者は、これまで民事訴訟の利用者に対する調査を、00年、06年、11年の3回にわたり実施し、民事訴訟にかかわる司法制度改革の効果を利用者の視点から検証してきた。それと同時に、多くの質問項目をそろえ、一般市民対象の調査を、03年、09年、13年の3回にわたって行ってきた。司法制度改革の評価を訴訟制度の利用者と一般市民の両方の視点から計測、検証するのがその意図である。利用者調査に関しては、すでにその成果が公表されているが、一般市民対象の調査結果は今回の報告で初めて示すものである。

その調査の主立った成果を示すならば、制度評価に関しては、「利用しやすさ」、「法の現状一致度」、「制度の満足度」に関しては、03年から13年までの間に評価の有意に上がったのに対し、訴訟の「再利用意思」、「推奨意思」に関しては、逆に有意な低下が見られた。また、法律問題に関しては、経験率が03年から13年にかけて一貫して減少傾向にあり、弁護士へのアクセス率は、09年にはやや上昇したものの、13年は09年以下に低下している。本報告ではこれら調査結果を詳しく紹介するとともに、上記のようなある意味矛盾する傾向に対する説明可能な解釈を模索すると同時に、利用者調査の結果もあわせ、制度改革の効果の検証、評価を試みる。

法と倫理の両面からの「コミュニティ」の団体組織論的な解明

杉本泰治（技術士）

団体に存在するコミュニティの解明は、団体組織の法の基本原理の不明に阻まれる。そこで、組合法（民法 667 条）に関連し、組合と社団の峻別の是非が未解決なので、集合プロセスのモデル図によって意思表示の結合の法則性を示し、峻別が是認されること、団体の実体というのは、個人の集合からなるコミュニティにあたること、従来論議には、団体の業務執行組織の欠落があることなど、団体組織の基本的な仕組みを明らかにする。本論に入り、団体の業務執行には通常、階層組織が用いられ、これにコミュニティが併存する。階層組織について、経済学、社会学などでコミュニケーション・ネットワーク論の研究があり、その示唆により、コミュニティはコミュニケーションの場であること、そして、「コミュニケーション」は法の観点からは「意思表示の結合」に相当するとみて、階層組織のコミュニティにおけるリーダーおよびメンバーら、個人の意思表示のルールを導く。これにより、業務執行に①リーダーシップ、②個人の動機、③コミュニティの連帯、の 3 要素があるとするモデル図を構成し、業務執行組織の管理の最適化を図る。顧みると、組合・社団論から、団体組織の法の基礎理論が育ち、諸分野の団体組織研究を先導するはずのところ、そうっていない。「団体」の概念があいまいなまま、「団体」中心に考え、「個人」の行動に目を向けなかったことが、妨げとなった可能性がある。

[参考文献等] ①星野「いわゆる『権利能力なき社団』について」、②Clark, Robert C.: “Corporate Law” (1986)、③ウィリアムソン、浅沼・岩崎訳『市場と企業組織』(1980)

不作為の入会権と保全地役権 —上関原発立地空間に生きる鎮守の森を事例として—

早瀬利博（長崎大学）

英米法系の国々では導入されているが、日本では殆ど認識されていない環境保全（不作為の設定行為）を目的とした地役権である Conservation Easement（保全地役権）について言及し、同様に歴史的に全く認識されてこなかった入会権の不作為性に関して再考し、各地方の慣習に従うほか地役権の規定を準用する共有の性質を有しない入会権（地役入会権）の不作為の設定行為（「鎮守の森」保全）の可能性について論議を試みる。3.11 事故（東日本大震災及び福島第一原発事故）の 30 年前から山口県上関町において中国電力㈱が実施している上関原発建設計画の用地取得にかかる入会権確認請求事件では、建設予定地である神社名義入会地（鎮守の森）における部落の慣習による「保全地役権的な入会権」の顕現を看過できない。前近代から日本の村落共同体の自然経済を限りなく肥大化する商品経済から保護してきた入会権は、各地方でその権利主体である部落（入会集団）の解体とともに完全に消滅しようとしている。いわゆる入会権の解体現象によって、日本の戦後 70 年の現代社会において、その入会権の規定は、講学的にも制度的にも形骸化してしまっている。しかしながら、本件の事例のような局面で、保全地役権的な「不作為の入会権」を認識することで、入会権（の環境保全機能）に再評価を向けることができる。

5月10日（土） 14:30～18:00

- ・ミニシンポジウム③

「漸進的法改革を目指す法科大学院改革：

法の支配の実質化に向けて」

- ・ミニシンポジウム④

「『法と人間科学』による刑事司法へのアプローチ」

- ・ミニシンポジウム⑤

「第62期弁護士3年間の軌跡：

キャリア・トラジェクトリーの形成状況と出身法科大学院・ジェンダーのインパクトを中心に」

- ・企画関連ミニシンポジウムⅠ

「日本のジェンダー平等の課題①：

平等のジェンダー法理論」

斬新的法改革を目指す法科大学院改革

—法の支配の実質化に向けて—

コーディネータ：久保山力也（名古屋大学）

基調報告 遠藤 直哉(弁護士・法学博士)

久保山力也(名古屋大学)「隣接」士業の視点

太田 勝造(東京大学) 法社会学の視点

久保利英明(弁護士) 司法改革の視点

1. 法科大学院制度開始後 10 年を経て、法曹養成制度は旧制度と比較すれば概ね肯定的評価をされるものの、平成 13 年（2001 年）の司法改革審議会（以下「改革審」という）の意見書の予定した法曹増員に対しては再検討が始まってしまった。そして、最も問題であるのは、同意見書が「法の支配の拡充」を高らかにうたい、法科大学院設立をその重大な第一歩と位置づけたにもかかわらず、スタートダッシュ後に、その理念に向かう勢いが失速しつつある状態である。すなわち本来、「法の支配の進展」には、あらゆる法制度の改革や多様な政策の実施が必須であるところ、同意見書は法の停滞という歴史状況の中で、ほとんど法科大学院制度一本を突破口にせざるをえなかった。つまり高い理念に向けて最も改革可能な途が法科大学院制度であると考えられたのである。筆者としては、この歴史認識を承継して、できる限り円滑な漸進的改革を続けなければならないと考える。そのような趣旨で、法曹増員の目的を明らかにしつつ、「法の支配の実質化」に向けた「漸進的法改革」を法科大学院教育の核としなければならないことを明確にする。この点、松尾弘教授の開発法学の研究を参考とした。次に、萩原金美博士が当初より隣接士業の法曹への吸収を主張され、また、田中成明博士が法科大学院卒業生（法務博士）の活用方法を提案されているので、これらを参考に法科大学院卒業生の司法試験合格者の拡大と隣接士業への参入を提言するものである。

2. 改革審の意見書は、日本の社会の隅々まで法の支配を広げるとの高い理念を掲げ、国民に利用しやすく分かりやすい法的制度を作るべしとした。そのために、法科大学院制度を作り、社会のニーズに答え、国際化に対応できる新しい多くの法律家を生み出すこととした。裁判官、検察官、弁護士とその隣接士業（税理士、司法書士、弁理士、社会保険労務士、行政書士などの隣接法律専門職または準法曹）ばかりか、行政や企業などあらゆる分野の法律家に対して新しい役割が与えられ、単に法令や規則を守るだけでなく、これらを社会変動に合わせて前向きに柔軟に扱ったり、改正していく任務が求められた。法学教授にも新しい教育に向けて転換が期待された。しかし、それらの目的が十分に果たされず法科大学院制度の危機と言われるようになった。そこで、現状での実現可能な範囲の改革案を検討することとし、大学入学から司法修習までの長過ぎる教育期間、余りに高すぎる費用、低い合格率でリスクの高い暗記中心の司法試験、司法修習終了前の不毛な二回試験などの改廃について次の提案をする。

3. 法学部は現在の規模のままに、激変する世界と日本をとらえ直すための国際政経学部、公共政策学部などに徐々に転換する。法科大学院は全て3年とし、学部4年卒と社会人入学の他に学部2年及び3年からの飛び級を認める。法科大学院では、法令をただ学ぶだけのいわば静態的法学ではなく、時代の流れをつかみ、社会のニーズをまとめていく動態的法形成を研究し、教育していく。外国語による法学研究にも取り組む。厳格な成績評価や修了認定を実施し、適性のない者には早期の転換を促す。司法試験は法社会学的視点を持つ法解釈学や立法学の基本を問うものとし、法科大学院修了の確認を行う。裁判業務中心の法曹像が確立し、司法試験合格者数を約1800人にしつつあるので、司法試験ではこれを甲合格者とし、その下位に隣接士業につく乙合格者を作り、各隣接士業の特定の科目に合格することを条件にその資格を付与する。その限られた分野の法廷業務も一定の条件の下に認める。当面は約18万人の隣接士業の方々と共に共存するが、将来は徐々に司法試験組に統一されるよう誘導する。いずれの合格者も広義の法曹として司法、行政、立法、企業、団体へ進出できるよう環境整備をすることにより、増員を吸収させることとする。法科大学院を経ずに、司法試験予備校の受験用教材で予備試験と司法試験に合格した者を司法修習に進ませる制度は廃止する。また無給で権限のないままに研修をする司法修習を廃止し、医師と同じく二年間有給で権限をもって弁護士事務所働く研修弁護士制度とする。弁護士開業、裁判官、検察官への任官の条件とする。これにより、弁護士から裁判官と検察官になる法曹一元に一步近づく。

4. 法科大学院の目的を、社会経済の発展に合わせた「動態的法形成の研究と教育」とする。法を対象とする視点は、法を固定的にとらえる静態的見方と、法を変化していくものととらえる動態的見方がある。21世紀に入り、急激な科学技術の進展、グローバル化に合わせて、法形成をするためには動態的視点からの研究・教育が必要となっている。同時に、その成果が行政、司法、経済活動、人々の生活に還元されるが、またその現場から法形成への圧力が上昇してくる。つまり動態的法形成とは、「横軸（時間）と縦軸（強制と合意）の織りなすダイナミズム」、「ハードローとソフトローの融合的発展」を意味している。

従前の法学部教育は静態的視点に止まっていたことに異論はないと思われる。行政、裁判、隣接士業の分野において、一定の成果をあげてきたものの、もはや社会経済の激変に対応できなくなってきた。従前10年間の法科大学院教育では、従前の静態的視点から動態的視点への大きな転換はされなかった。今や、法科大学院において、動態的法形成の研究と教育を行い、グローバルな視点から、人材を養成するべきである。特に、隣接士業は、膨大な分野のソフトローに盲目的に縛られてきたので、隣接士業分野の動態的法形成への改革に向けて、法務博士で司法試験合格者の参入を必要とする。

結論としては日本においては欧米法を参考にしつつ、これを導入するについて漸進的法改革が必要であるということである。

5. 動態的法形成を法科大学院の教育目的とするとは、以下の具体例をもって示すことができる。多くの分野でこれに準ずる研究成果は続々出版されているので、豊かな教育は可能である。

(1) 阿部泰隆『行政法解釈学1及び2』（有斐閣, 2009）

副題に「実質的法治国家を創造する変革の法理論」「実務的な行政救済の法システム創造の法理論」とうたい、歴史的比較法的社会的経済学的な考察を取り入れている。

(2) 内田貴『民法1～4』（有斐閣, ~2011）

現行の法令と判例の解説に止まらず、多くの項目で「もう一步前へ」という法の動態が示さ

れており、改革的志向が明らかにされている。この視点を分かりやすく充実させたものとして、同氏の「契約の時代－日本社会と契約法」(岩波書店, 2000) はまさに法科大学院の議論の教材にふさわしいものといえる。

「法と人間科学」による刑事司法へのアプローチ

コーディネータ：松村良之（明治大学）
佐伯昌彦（千葉大学）

-
- 【報告】** 松尾加代(慶應義塾大学) 上宮愛(浜松医科大学) 塚本早織(名古屋大学)
綿村英一郎(東京大学) 金澤潤一郎(北海道医療大学)
- 【コメント】** 緑大輔(一橋大学) 飯田高(東京大学)

企画趣旨

松村良之(明治大学)
佐伯昌彦(千葉大学)

刑事司法の運用の在り方を考えるにあたっては、様々な立場で司法に関わる人々（事件の目撃者や、裁判員など）についての行動科学的知見が重要な意味をもつ。本ミニシンポジウムでは、文部科学省科学研究費補助金「新学術領域研究」『法と人間科学』に關与し、刑事司法に關する行動科学的研究を行っている研究者に報告をしてもらい、それらの知見が刑事司法に対して有する意義について検討することとしたい。報告内容は、刑事司法の広い範囲をカバーできるように、捜査、裁判、処遇に關するトピックを含むようにしている。また、各報告に対して、刑事法、および法社会学の観点からコメントを加え、報告された研究の内容・意義を、より多角的な観点から掘り下げて検討していきたい。

目撃者遂行型調査とその効果(仮題)

松尾加代(慶應義塾大学)

目撃者が目撃した内容を出来る限り正確・詳細に収集することは、事件解決のために非常に重要である。しかし、目撃者から事情聴取を行う段階では、多くの詳細情報が忘却されていたり、事後情報による記憶の変容が起こったりすることがある。近年、正確で詳細な目撃情報を早い段階で収集することを目的として、目撃者遂行型調査 (Self-Administered Interview[©]) が開発された (Gabbert, Hope, & Fisher 2009)。目撃者遂行型調査は質問紙形式による目撃情報の収集法であり、目撃者自身が独力で回答を行う。質問紙を配布することにより、一度に複数名からの情報収集が可能であり、捜査官は質問紙の回答を閲読することで、面接すべき目撃者の判断を行うことができる。したがって、捜査における人的・時間的コストを削減することが可能になる。本発表では、目撃者遂行型調査の基盤となった面接技法 (認知インタビュー (Fisher & Geiselman 1992)) の紹介を行った上で、その効果を発表する。

実証研究にもとづく子どもへの事実確認のための面接法

上宮愛(浜松医科大学)

子どもの性虐待、性被害事件において、被害者となる子どもから事実確認を行う際に用いる面接に、「司法面接法 (forensic interview)」と呼ばれる面接技法がある。わが国でも、最近では、刑事、児童福祉、家事などの領域において、実際に現場で用いられるようになってきた。司法面接とは、証言の信用性を担保する（誘導のない形で証言を得たことを示す）面接手続きの総称であり、いくつかのプロトコルが存在する。国内で活用されているプロトコルの1つに、NICHD（米国国立子どもの保健発達研究所；National Institute of Child Health and Human Development）プロトコルがある。これまで、北海道大学の「司法面接支援室」を中心に、日本国内での活用に適した司法面接法の開発研究がすすめられてきた。同時に、国内の子どもに関わる職種の実務家に対して、この面接技法習得のためのトレーニングを実施してきた。本報告では、①司法面接法に関する開発研究を概観するとともに、②国内で活用されている現状、そして、③今後の更なる実用化に向けた問題・課題について取り上げる。

素人理論からみた法と心のインタラクション

塚本早織(名古屋大学)

裁判や法律に関する専門知識を持たない一般市民の「素人感覚」による物事の判断は、直感的であるといわれ、予測が難しい。しかし、素人感覚の背景にある「素人理論」と呼ばれる論理的な信念構造に着目することで、その心理的過程が明らかになる可能性がある。本報告では、性格に関する素人理論と、カテゴリーに関する素人理論の2つの視点から、裁判に関する情報処理のバイアスについて検証した心理学的知見を紹介する。具体的には、まず、刑事事件における被告人の性格情報の解釈に関わる素人理論が、責任や意図、量刑の判断に影響を与える可能性について述べる。次に、カテゴリーに関する素人理論を持つ一般市民は、裁判員裁判における裁判員の性別や職業などのカテゴリー情報と量刑判断の結果を結び付けやすい点を指摘する。以上の知見は、一般市民の裁判における判断のバイアスを説明するだけでなく、素人理論と一致しない司法制度や裁判の結果は一般市民の納得や理解を得られないといった可能性をも示唆するといえる。

一般市民の量刑感覚についての心理学的検証

綿村英一郎(東京大学)

原田（2008）も述べているように、どれくらいの量刑が適正であるかは、裁判官にとっても非常に悩ましい判断である。まして、専門的知識や経験をもたない一般市民にとって、偶然に裁判員として選ばれ、眼前の被告人に対して判断しなければならないという状況におかれては殊更であろう。

本報告では、「一般市民がどれくらいの量刑を適正と考えるのか？」という問題について、①判断材料として見せられる量刑相場の影響、②証拠の評価のしかたとの関係、③潜在意識の影響、以上3つの観点から検証した心理学的知見を報告する。

一連の結果から、一般市民は、原則として根深い応報感情によって量刑の適正性を直感的に判断しているものの、量刑相場に代表される規範的なものさしによってその判断を調整しているということが示唆された。

発達障害傾向のある触法者への臨床心理学的コンサルテーション

金澤潤一郎(北海道医療大学)

触法者の中に未診断ながら発達障害（不注意や衝動性等の特性をもつ注意欠如・多動症，社会的コミュニケーションの障害や限定的な反復行動の特性をもつ自閉スペクトラム症）や精神疾患を呈する者も多い。このような触法障害者に対しては刑罰を与えるだけではなく，福祉的支援が必要となる。その際に臨床心理学の理論や技法を適用することで，より有効な支援ができる可能性がある。

多職種連携を円滑に進めるために，演者らは弁護士，社会福祉士，臨床心理士で共同して，触法者の発達障害特性，行動パターン，サポート資源などを把握するための「触法者支援立案アセスメントシート（Offenders Support-Planning Assessment Sheet: OPS）」を開発した。本発表では，OPSを活用して発達障害疑いの軽度触法者に対して認知行動療法（アンガーマネジメント等）を適用した事例をモデルケースとして例示しながら，弁護士の接見から社会福祉士や臨床心理士との連携方法について考察する。

刑事法学・法社会学からのコメント

緑大輔(一橋大学)

飯田高(東京大学)

各報告に対して，刑事法学の観点，および法社会学の観点から，それぞれコメントする。

【参考文献等】

Fisher, R. P., & Geiselman, R. E. (1992) *Memory enhancing techniques for investigative interviewing: The cognitive interview*, Charles C. Thomas.

Gabbert, F., Hope, L., & Fisher, R. P. (2009) “Protecting eyewitness evidence: Examining the efficacy of a Self-Administered Interview tool.” 33 *Law and Human Behavior* 298-307.

原田國男（2008）『量刑判断の実際[第3版]』立花書房。

綿村英一郎・分部利紘・佐伯昌彦（2014）「量刑分布グラフによるアンカリング効果についての実験的検証」社会心理学研究 30 卷 1 号 11-20 頁。

第62期弁護士3年間の軌跡

—キャリア・トラジェクトリーの形成状況と

出身法科大学院・ジェンダーのインパクトを中心に—

オーガナイザー：宮澤節生
(青山学院大学・
カリフォルニア大学ヘイスティングス校)

本ミニシンポジウムの目的

我々（弁護士社会構造研究会）は、2010年度から2014年度までの5年間支給された科研費を主たる資金源としつつ、日弁連法務研究財団からも研究会運営費の支援を受けて、第62期の弁護士（旧試合格者は2009年9月登録開始、新試合格者は2009年12月登録開始）を対象とする追跡調査を行ってきた。目的は、新人弁護士のキャリア形成のあり方とその差異に作用する要因を解明し、とりわけ法科大学院と司法修習における経験との関連性を明らかにすることであった。アメリカでは約5000名の弁護士を10年間追跡した「After the JD」調査が実施されたが、日本では同一コホートの弁護士を追跡した先行研究はなく、日本の弁護士研究に新たな方法を開拓したものと自負している。

第1回調査は2011年1月～2月に実施し、621名から回答を得た（回収率29.3%）。さらにその一部に対して、面接調査も行った。第2回調査は2014年1月～3月に実施し、406名から回答を得た（回収率19.5%）。第1回調査の時点では弁護士登録1年数ヶ月後であり、ほとんどの弁護士は最初の所属先・勤務地にとどまっていた、異動した者も2つ目の職場にすぎなかった。しかし、第2回調査では、弁護士登録後4年数ヶ月を経過していて、半数近くが最初の職場から異動しており、4つ目の職場という者も存在した。このことから、第2回調査の時点では多くの弁護士の勤務地・勤務地・業務内容は安定しつつあり、出身法科大学院とジェンダーを主要な要因に含みながら、キャリア・トラジェクトリーと呼びうる一定のキャリア形成パターンが形成されつつあるように思われた。現在我々は、第2回調査のデータについて他変量解析による分析を進めつつあり、今回のミニシンポは、第62期弁護士に対する我々の追跡調査の、現時点における集大成となる報告を行いたいと考えている。

研究経過・関連論文

我々は、2008年に実施した弁護士全体のサンプルに対する調査を出発点として、第62期弁護士全員に対する2011年の第1回調査と、2014年の第2回調査を実施してきた。これら3回の調査については、下記のとおり合計6本の報告書を青山法務研究論集に発表してきた。これらはすべて、

青山学院大学図書館の機関レポジトリ AURORA-IR

([http://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/?lang=0&acc_schema\[\]=1000&acc_cate=all](http://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/?lang=0&acc_schema[]=1000&acc_cate=all)) から、「宮澤節生」をキーワードとして全文ダウンロード可能である。

- ①2008年調査第1報： 宮澤節生・藤本亮・武士俣敦・神長百合子・上石圭一・石田京子・大坂恵里「法科大学院教育に期待される『法曹のマインドとスキル』に対する弁護士の意見－2008年全国弁護士調査第1報－」青山法務研究論集第2号（2010年）
- ②2008年調査・業務分野評価： 宮澤節生・久保山力也「弁護士界内部における業務分野の『評価』－2008年全国弁護士調査から－」青山法務研究論集第3号（2011年）
- ③2008年調査第2報： 宮澤節生・武士俣敦・石田京子・上石圭一「日本における弁護士の専門分化－2008年全国弁護士調査第2報－」青山法務研究論集第4号（2011年）
- ④第1回第1報： 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士第1回郵送調査の概要－記述統計の提示－」青山法務研究論集第4号（2011年）
- ⑤第1回第2報： 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感－第1回郵送調査第2報－」青山法務研究論集第6号（2013年）
- ⑥第2回第1報： 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士第2回郵送調査第1報－調査の概要と記述統計－」青山法務研究論集第9号（2014年）

今回のミニシンポは、下記⑥で記述統計を報告した2014年調査について、多変量解析を行い、第62期弁護士に対する我々の調査の集大成とするものである。今回のミニシンポのベースとなる報告は、青山法務研究論集第10号（2015年）に掲載予定である。今後は、もし新たな研究助成が得られるならば、第62期弁護士についてさらに5年間調査を継続し、アメリカの「After the JD」調査と同じく10年間の追跡調査を実現することを目指すとともに、予備試験導入後の世代の弁護士グループを対象に加え、さらに同種調査が実施されつつある中国・韓国との比較分析へと発展させたいと考えている。

本ミニシンポジウムの構成

1. 宮澤節生「第62期弁護士第2回調査の概要と本ミニシンポの構成」
2. 石田京子（早稲田大学）「法科大学院教育及び司法修習に対する評価の変動とその要因」
3. 藤本 亮・名古屋大学「勤務地・所属組織・組織内地位の変動とその要因」
4. 武士俣敦（福岡大学）「専門分化の変動とその要因」
5. 藤本 亮「業務分野評価の変動」
6. 上石圭一（追手門学院大学）「所得・満足度・不安感の変動とその要因」
7. 石田京子・早稲田大学「ワークライフ・バランスをめぐる状況の変化とその要因」
8. 宮澤節生「主要知見の要約－キャリア・トラジェクトリーの形成状況と出身法科大学院・ジェンダーのインパクト－」

（注）実際の報告タイトルは分析の進行状況と結果によって変更がありうる。

企画関連ミニシンポジウム I

日本のジェンダー平等の課題①平等のジェンダー法理論

コーディネータ：企画委員会

司会：和田仁孝（早稲田大学）

企画趣旨

企画委員会

学術大会の全体シンポジウムテーマ「ジェンダーと法の理論」に関連して、日本のジェンダー平等の状況と課題を考えるために企画関連ミニシンポジウム「日本のジェンダー平等の課題」①、②を企画した。

このミニシンポジウム①「平等のジェンダー法理論」においては、「平等」について、具体的な社会的、法的な論点を、具体的な文脈とともに共有することを第一の目的とする。ジェンダーに関わる問題は平等の問題であることは疑いがないと思われる。しかしながら、それは、立法過程、法制度における平等の問題として正面から取り上げられているだろうか。単純な見方ではあるが、法律名称に平等と掲げたり、性差別を条文上明確に定義しなかったり、規定態様を性中立化したりすることは、平等あるいは差別の問題として、そして権利の問題として扱うべき事項にあいまいな形で対処することに帰結するのではないだろうか。それらに正面から取り組み、権利性を平等の基礎に据えるためには、なにをどのように研究することが望まれるのかを、参加者とともに考える場となること、これが第二の目的である。

ジェンダー平等と社会規範

加藤秀一（明治学院大学）

ジェンダー平等を追究する際に私たちが直面せざるをえない最も根本的な課題は、「平等」の概念そのものをいかに考えるべきか、あるいは「差異と平等」の関係をどうとらえるかということである。困難の一つは、これらの問題をめぐって、法と社会規範（道徳）とがしばしば摩擦を生じるように見えることにある（たとえば、表現の自由と反性差別との摩擦）。本報告では、近年の具体的な事例に則しつつ、このような状況について考察したい。

雇用分野のジェンダー平等はなぜ実現しないのか？

浅倉むつ子（早稲田大学）

均等法が制定されて 30 年たつが、雇用上の男女格差は一向に縮小しない。明白な「男女別取扱い」は減少したものの、男性上司のジェンダー・バイアスが性中立的な人事管理に反映して、格差が再生産されている状況である。性差別を禁止する労基法 4 条（賃金）と均等法（賃金以外）は「男女別取扱い」を性差別とするが、訴訟では、人事管理上の女性の取扱いが「性別を理由とする」

差別であることの立証は、困難を極めている。

ジェンダー不平等と暴力(DV)

手嶋昭子（京都女子大学）

DV防止法は成立と改正過程に於いて被害者の声が反映されたと評価される一方、未だ多くの課題を残している。DVは「女性に対する暴力」として告発されながら、「性差別」は前文で言及されるに止まり、ジェンダー・ニュートラルな「暴力」が規制対象となった。その結果何が起きているのか。本報告は、複雑に絡み合うジェンダー不平等と暴力の問題のうち何が法によって掬い取られ何が置き去りにされてきたかの検証を試みるものである。

セクハラ問題から見えるジェンダーと権力関係

牟田和恵（大阪大学）

ジェンダー平等に向けた法理論を文脈化するにあたって、日本におけるセクシュアル・ハラスメントの法制化とその前後の経緯をめぐる状況は、興味深い例を提供している。報告では、1989年の福岡裁判提訴とその直後からの「セクハラ」概念の拡がり、1999年均等法改正による防止義務の法制化、そしてその後の対策の「発展」と混迷と続く歴史を振り返りながら、セクハラ問題をめぐって見えてくる法と社会の関係について考察を行う。

（参考文献）牟田和恵『部長、その恋愛はセクハラです！』集英社新書、2013

コメンテーター：遠藤美奈(早稲田大学)

5月11日（日） 9:00～12:00

- ・ミニシンポジウム⑥

「ADR 利用者調査第一次報告」

- ・ミニシンポジウム⑦

「死刑と厳罰の意見はどうすれば変わるのか」

- ・個別報告分科会 B

- ・企画関連ミニシンポジウムⅡ

「日本のジェンダー平等の課題②：

権利の実質化の条件」

ADR 利用者調査第一次報告

コーディネータ：太田勝造（東京大学）

企画趣旨

本ミニ・シンポジウムは、報告者らが主要な弁護士会 ADR センター及び日弁連交通事故相談センターの利用者に対して 2014 年 10 月から実施している質問票調査の結果を紹介するとともに、その意義についての基礎的な分析を試みるものである。

ADR の利用者がどのような経緯で ADR を利用するに至り、その手続に何を期待し、その手続経験をどのように評価しているのかについては、従来、個別の ADR 機関によるアンケート調査は存在したものの、機関横断的な利用者調査は存在してこなかった。本ミニ・シンポジウムの基礎となる調査は、その初めての試みとしての意義を有するものである。同調査の質問票においては、従来の各機関のアンケート調査や訴訟手続等の利用者調査における質問項目を踏まえ、①当該 ADR 手続利用までの経緯、②手続への期待及び手続利用に際しての懸念、③手続過程及び手続担当者に対する評価、④手続結果に対する評価等に関する設問を設けており、これにより、ADR 手続利用の実態及びそれに対する利用者の評価を分析するためのデータが得られることが期待される。

本調査は、2015 年 1 月まで継続される予定であるが、本ミニ・シンポジウムにおいては、2015 年 3 月に実施される中間集計について、検討を行う。

第 1 報告 趣旨説明・調査の概要

太田勝造（東京大学）

第一報告者として、本研究プロジェクトの概要と進捗状況を報告する。

本研究は経験的調査・研究を実施することを通じて、ADR に関する実効的な政策提言を可能とする実証的基盤を構築することを、目的とする。具体的には、(1)ADR の利用者に対する調査と(2)各種相談・苦情処理手続の利用者に対する調査であり、弁護士会の運営する ADR センターを中心として利用者調査を実施中である。そのリサーチ・デザインと進捗状況を説明する。質問票の設計等についても簡単に触れる。

第 2 報告 利用への経緯と手続への期待

垣内秀介（東京大学）

本報告においては、本調査における質問項目中、手続利用に至る経緯に関する設問および手続への期待に関する設問への回答に着目しつつ、ADR の利用者がいかなる経緯で、またいかなるニーズをもって手続利用に至っているのかについての探索的な分析を試みる。その際、これらの質問項目は、従来行われてきた訴訟手続の利用者調査や一般人の訴訟に対する意識調査と共通する項目を含むものであることから、そうした既存の調査において示されている訴訟手続に対するニ

ーズ等との比較を通じて、調査対象となった ADR 機関の利用者に一定の特色が認められるかどうか、認められるとすればそれはどのようなものであるかについても、考察を試みることにしたい。

第 3 報告 紛争解決モデルとその評価

前田智彦（名城大学）

ADR をめぐっては、対話促進型(facilitating)、評価型(evaluating)、変容型(transformative) といった調停型 ADR のモデルについての議論が、盛んになされてきた。その議論は、同席(joint session)・交互面接(separate session; caucus)のいずれの手続を用いるかという実地的な論点とも関連している。近年設けられた民事紛争解決機関の中には、従来の裁判所における和解勧誘や調停に典型的に見られる評価型に対置される対話促進型の調停を特に志向するものもある。本報告では、ADR 利用者調査のデータを用い、同席・交互面接のいずれが用いられているのかに着目した調停型 ADR の運用実態を明らかにし、また、同席・交互面接のいずれに重心をおくかが、事件種別、当事者の評価といかに関係しているのかを明らかにしたい。

第 4 報告 紛争解決内容種別から見た手続期待と評価

入江秀晃（九州大学）

本報告では、紛争当事者が、民間調停機関の手続についてどのような期待を持ちどのような評価を行っているかについて、主として紛争解決の内容種別から見た分析を報告する。たとえば、交通事故に由来する民事紛争と、男女間のもつれでは、当事者がそのプロセスに対して抱く期待は異なるのは当然であろう。その違いはどのようなものであるか、また、そのような紛争解決の内容種別に関わらず、共通的に当事者が重視する点はどのようなものであるだろうか。従来の調停に関するモデル論を超えて、当事者にとって充実が必要とされるのはどのような事柄であるかを考えようとするものである。

死刑と厳罰の意見はどうすれば変わるのか

コーディネータ：河合幹雄（桐蔭横浜大学）

【報告者】

河合幹雄(桐蔭横浜大学) 葛野尋之(一橋大学) 木下麻奈子(同志社大学)

平山真理(白鷗大学) 久保秀雄(京都産業大学) 木村正人(高千穂大学)

【報告】

1. 河合幹雄・葛野尋之・木下麻奈子・平山真理・久保秀雄・木村正人：問題意識と経過
 2. 河合幹雄・葛野尋之・木下麻奈子・平山真理・久保秀雄・木村正人：全国意識調査の方法
 3. 河合幹雄：「冤罪と死刑制度に対する世論」
 4. 木村正人：「無知にもとづく懲罰意識？：死刑の世論と情報効果」
 5. 久保秀雄：「刑罰意識を規定する功利主義的要因と道徳的要因」
- コメンテーター：葛野尋之 平山真理

1 問題意識と経過

本研究は、科学研究費助成事業、新学術領域研究(研究領域提案型)「法と人間科学」のA02班「刑罰と犯罪抑止 厳罰化と死刑の効果を感じる人々はどうすれば意見をかえるのか」研究課題番号：23101003の枠内でなされているものである。詳細は下記のホームページ参照。

<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a01/kawai/>

この研究の出発点となった問題意識は、以下のごとくである。

一般市民に対する世論調査によれば、人々は、凶悪犯罪に対して、厳罰化を求め、死刑を容認するものが増えているといわれている。しかし、これは人々の真意とは思えない。正しい情報を与えればどうなるかという観点と、調査方法と解釈に誤りがあるという観点の二点から精査したい。

また、このテーマは極めて古く、数十年前にも意識調査が実施されている。その調査票を再利用して、時代変化についても検討したい。

2014年の3月から4月にかけて全国意識調査をする前に、学生を使った検討、簡易な意識調査などにより、調査票を練っていった。その経過で確認できたことは、人々は、治安悪化を感じるなど犯罪状況を誤解しているし、無期刑や死刑についての刑罰の執行についても誤解していることである。また、先行研究の成果より、死刑に犯罪抑止力がないとわかっても、死刑存置論者は、別の理由に乗り換えて存置論を維持するなど、一筋縄にいかないことである。

また、方法論として、討論型の情報提供も検討したが、具体的なテーマ設定において適当な素材が見つけれられないことも判明した。

2 全国意識調査の方法

全国意識調査のサンプリング方法などの技術的な面からの検討を中心とする。どのような仮説と設問を置いたか、単純集計から概要を見ながら説明する。

3 河合幹雄:「冤罪と死刑制度に対する世論」

治安が改善していること、死刑に犯罪抑止効果はないことなど、様々な情報の提供により、有意に人々の厳罰化意識は緩和され、死刑存続者も減少することが知られているが、それでもなお、死刑存置論者は過半数を軽く超える。つまり、効果はあるが、大勢を覆すことはできない。

しかし、今回の調査で、冤罪の死刑囚がいることを仮定して執行を停止するかを尋ねたところ、有効回答の7割が一旦、死刑執行を停止すると答えた。冤罪と死刑についての世論にかかわる意識調査結果を検討する。

4 木村正人:「無知にもとづく懲罰意識? :死刑の世論と情報効果」

死刑と世論の関係をめぐっては従来、(a) 死刑制度を支持する背景には「無知」があり、(b) 情報を与えるとその支持が減ること、(c) ただし応報理由による存置支持者はこの限りではないという仮説が提示され検証されてきた。本報告では上記の全国調査および補足的に行った Web 調査をもとに、(a') 概して廃止支持者のほうが犯罪状況等についてより正確な知識をもっているが、差は大きくなく、知識と態度は逆因果の関係にありうること、(b') 死刑の抑止効果、死刑のコスト、冤罪可能性に関する情報を与えた場合の死刑に対する態度と支持理由の変化について、(c') また直接証拠の欠如、冤罪可能性、遺族による死刑忌避、終身刑導入、犯行動機に刑死の願望が認められる等より詳細なケースを想定させた場合、応報理由による存置支持にどのような変化が生じるかを検討する。

5 久保秀雄:「刑罰意識を規定する功利主義的要因と道徳的要因」

Tyler and Weber(1982)など多くの調査研究によれば、重罰化を志向する刑罰意識は、功利主義的要因よりも道徳的要因により強く規定される。つまり、はからずも Parsons(1937)の理論枠組に見事に適合する結果がでている。では、Parsons の理論枠組に準拠して分析すると、今回の調査プロジェクトからどのような知見を新たに得ることができるのか。本報告では、その成果について示す。

コメンテーター:葛野尋之 平山真理

【参考文献】

河合幹雄『終身刑の死角』洋泉社 2009

菊田幸一編著『死刑と世論』成文堂 1993

デイビッド・T・ジョンソン 田鎖麻衣子著『孤立する日本の死刑』現代人文社 2012

Mai Sato, *The Death Penalty in Japan: Will the Public Tolerate Abolition?*, Springer VS, 2013

Tom R. Tyler and Renee Weber, "Support for the Death Penalty; Instrumental Response to Crime, or Symbolic Attitude?," *Law & Society Review*, 17-1, 1982

Talcott Parsons, *The Structure of Social Action*. McGraw-Hill, 1937

日本におけるグリーン・ツーリズムに関する法社会学的研究

大竹秀一（大阪観光大学）

1970年代以降、ヨーロッパにおいて、従来のマス・ツーリズムに代替する、都市住民が農山漁村で余暇を過ごす「グリーン・ツーリズム」、「ルーラル・ツーリズム」、「アグリ・ツーリズム」が脚光を浴びるようになった。このことは、視察研修などを通じて、日本にも紹介され、北海道、九州（大分県）などで、農家民宿、農家レストランへの取り組みが見られるようになった。

グリーン・ツーリズムという言葉が日本で公式に使われ始めたのは、1992年である。1992年6月に、農林水産省が発表した新政策「新しい食料・農業・農村政策の方向」で、グリーン・ツーリズムが初めて明確に位置づけられた。

1994年には、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（略称「農山漁村余暇法」）が制定され、95年4月1日同法施行により、グリーン・ツーリズム政策が本格的に動き始めた。

農林漁家民宿については、2003年度（大分県のみ02年度）から農林漁家民宿の開業・運営に関する法令の規制緩和が全国適用され、小規模民宿の営業許可が取得し易くなった。

近年、日本においてもグリーン・ツーリズムが広がりを見せつつあるが、本報告では、農山漁村地域の活性化を図る上で課題となる事項（特に実定法・法制度）について検討し、現行法の運用の改善に資することを目的とする。

イスラーム家族法とジェンダー

—離婚訴訟における夫の扶養義務と妻の服従義務を事例として—

桑原尚子（福山市立大学）

本報告の目的は、家父長的な伝統的イスラーム家族法の根底にある夫の扶養義務と妻の服従義務という対価的権利義務関係に着目して、イスラーム離婚法に係る立法及びその運用状況を考察し、その特徴を明らかにすることにある。

イスラーム法における不均衡な男女の離婚権を考察するには、家父長的構造の下での夫婦の権利義務関係を理解することが肝要である。そこで、まず、主にイスラーム法学の文献等に依拠して夫婦の権利義務関係の中核となる扶養と服従について概観した上で、ムスリム諸国の中でも「穏健」かつ「寛容」なイスラームの見本とも称されるマレーシアを中心として、離婚に係る夫婦の不均衡な権利義務是正の論理を検討して、中東など他のムスリム諸国と比較しながら、その特質を検討する。

●関連論文

1. 桑原尚子（2010）「イスラーム離婚法改革の論理とその特質：マレーシアを事例として」『アジア法研究』第4号、pp.3-21.
2. 桑原尚子（2015）「国際人権とイスラーム：ジェンダーを中心に」『都市経営』第6号（福山市立大学都市経営学部紀要）（3月刊行予定）

法システムと個人の乖離

—社会的弱者による「拒絶」をいかに乗り越えるか—

橋場典子（北海道大学）

本報告は、法システムと個人のインターフェースの実相を検討することを目的としている。法的救済機関の充実や法関連情報の提供等に代表される一連の制度的側面の充実は、潜在的リーガル・ニーズの掘り起こしに成功している一面がある一方で、当事者自身が法的救済機関自体に対して拒否感・拒絶感を抱いている場合には、それら一連の施策が届かないという限界を抱えている。本報告ではこうした限界点、すなわち当事者自身が法システム自体に対して抱えている拒否感・拒絶感が法システムへのアクセス阻害要因として存在している場面に着目し、どのような方策によって法拒絶状態を克服し得るのかについて事例検証を通して探究する。

具体的には、貧困を背景とした犯罪に焦点を当て、社会福祉士と弁護士との連携により司法の入口（被疑者・被告人段階）から司法の出口段階にわたるまで生活困窮者のサポートを行っている NPO 法人への聴き取り調査の結果報告を行い、当事者に対する専門職達のどのような働き掛けが実質的な法システムの活用へと結びついているのか、そのリアリティについて検討する。報告では、報告者がこれまでに蓄積してきた教育システムからの疎外状況に関する実態調査から得られた知見も紹介し、当事者自身による認識が法システム及び教育システムへの接近を阻んでいるとき、それらの疎外状況を克服し得る要素を模索する。

簡易裁判所の弁護士代理率・本人訴訟率の規定要因について

馬場健一（神戸大学）

本報告は、これまであまり着目されてこなかった。簡易裁判所における弁護士代理率・本人訴訟率の規定要因を検討しようとするものである。

弁護士代理率・本人訴訟率についてのこれまでの研究は、主に地裁第一審通常事件を対象としたものであり、全国的傾向や都道府県ごとの共時的・通時的差異、その変動の規定要因などにつき、知見が積み重ねられてきた。他方で、市民により身近であり、本人訴訟の割合も多い簡裁民事事件については、あまり目が向けられてこなかったように思われる。

訴額の低さゆえ、実務的にも研究対象としても関心が低かったのかもしれない。しかしながら、弁護士人口の増加により新規職域開拓の必要性も叫ばれる中、司法制度改革以降、司法書士の参入も受けた簡裁事件において、どのような事件が法律家の代理を受け、また本人によって遂行されているのかは、もっと関心が向けられてよいのではなかろうか。実際、簡裁における弁護士代理率の変動は、時期的にも地域ごとにも、地裁における以上の大きな変動が見られ、そのダイナミズムの解明は興味深い知見をもたらす可能性がある。

地裁レベルで積み重ねられてきた分析は、そのまま簡裁においても適用可能なのか、違いがあるとしたらどこでそれはなぜなのか、等々、データに基づき実証的に検討していく。

司法制度に対する信頼の規定因

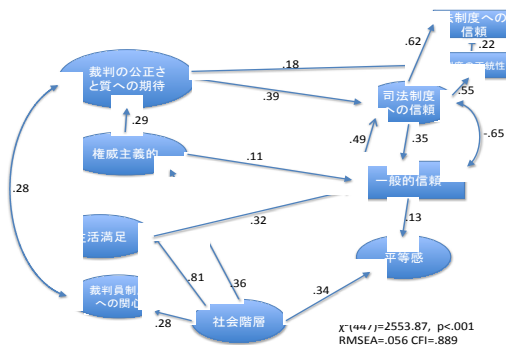
—関東地方におけるインターネット調査の結果から—

藤田政博（関西大学社会学部）

林直保子（関西大学社会学部）

堀田秀吾（明治大学法学部）

我々の社会において信頼は重要である。これまで行政や政治に対する信頼に関する調査は多く行われてきたが、信頼を目的変数とした調査は少なかった。そこで、司法制度に対する信頼の規定因を探るべく、インターネット調査を行った。回答者は20~70歳の男女1610名であった。調査は調査会社に委託し、調査会社が回答用のウェブサイトを構築し、回答者がそれに入力するという形で行った。



共分散構造分析の結果、もっとも当てはまりの良いモデルは図のとおりであった。司法制度への信頼は一般的信頼に影響があった(.35)。その反対方向のパスも有意であった(.49)。一般的信頼は、権威主義的パーソナリティ(.11)、生活満足度(.32)にも影響を持っていた。これら

のパスは、さらに平等感にも影響していた(.13)。また、社会階層は、他の変数に幅広く影響を及ぼしていた。

以上の結果は先行研究の結果を確認するとともに、司法制度に対する信頼と一般的信頼が双方向に影響を持つことが明らかになった。

[参考文献等] 松村良之・木下麻奈子・太田勝造・山田裕子, 2011, 「裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識: 2011年第2波調査に基づいて」『北大法学論集』62(4): 464-379.

企画関連ミニシンポジウムⅡ

日本のジェンダー平等の課題②権利の実質化の条件

コーディネータ：企画委員会

司会：藤本亮（名古屋大学）

企画趣旨

企画委員会

学術大会の全体シンポジウムテーマ「ジェンダーと法の理論」に関連して、日本のジェンダー平等の状況と課題を考えるために企画関連ミニシンポジウム「日本のジェンダー平等の課題」①、②を企画した。

このミニシンポジウム②においては、権利が形式的には存在するとしても、それを実際に有効な形で活用することができなければ、ジェンダー平等を実現することはできないという問題意識のもとに、「権利の実質化」についての論点を、比較の視点も交え、具体的な文脈とともに共有することを第一の目的とする。そのため、個人が権利を行使する場面における支援のあり方、権利の実現に深くかわる司法や権利に実質を持たせる立法過程における課題、そしてジェンダーをめぐる政治過程において作用する諸要因という位相を取り上げる。それらについて日本の状況と照らし合わせるために海外における実践報告も合わせて取り上げる。これらの比較を踏まえて、日本でジェンダー平等を実現するために必要と思われる権利の実質化に向けて、今後なにをどのように研究することが望まれるのかを、参加者ととともに考える場となること、これが第二の目的である。

「権利アプローチ」と個々人のエンパワメント ～地域的文脈を踏まえた権利支援のために

三輪 敦子（公財）世界人権問題研究センター）

確立された国際規範として人権・権利の普遍性が認識される一方、欧米由来の概念であるとして、人権・権利に疑いを向ける主張も他方であり、文化や伝統を人権に相対させ人権の普遍性を否定する議論も勢いを増している。同時に、地域や文化を問わず、人権・権利をよりどころに生きる力を取り戻す人々も存在する。「権利アプローチ」はどのような条件下で有効性を発揮するのか、アジアやアフリカの事例を参照しつつ検討してみたい。

司法におけるジェンダー・ダイバシティと権利の実質化

澤 敬子（京都女子大学）

ここ10年来、多くの国において司法のダイバシティの議論が進展し、各国それぞれに状況は異なりながらも政策的にも検討されつつある。本報告では、これらダイバシティの進捗状況を背

景に展開している、ジェンダーと裁判・司法にかかわる議論の知見を参考に、司法におけるジェンダー・ダイバシティが、ジェンダーに関する権利の実質化に対して、どのような課題と可能性を持ちうるかを検討する。

韓国の立法過程における gender impact assessment の制度化の成果 ～「性別影響分析評価法」を中心に

朴宣映（韓国女性政策研究院）

韓国では、立法過程におけるジェンダー分析を制度化した「性別影響分析評価法」が 2011 年 9 月に制定され、施行されている。この法律により、中央行政機関および地方自治団体の長は、制・改正を推進する法令について、性別影響分析をしなければならなくなり、女性家族省の大臣は、施行中の法令について性別影響分析評価ができるようになった。本報告では、韓国における「性別影響分析評価法」の施行に伴う立法過程でのジェンダー分析の意義と成果を検討するとともに今後の課題を試みる。

ジェンダー平等の実質化と日本政治：安倍政権の女性活躍政策を題材に

辻 由希（東海大学）

2009 年の政権交代によって誕生した民主党政権下では、ジェンダー平等の実質化についての（フェミニスト側から）期待されたほどの成果はみられず、他方で 2012 年に政権を取り戻した自民党の安倍晋三内閣によって「女性の活躍」が華々しく打ち出されるといふ皮肉な状況が生じている。本報告では、なぜ安倍政権において女性活躍政策が推進されているのか、ジェンダー平等を実質化するために必要な政治的条件とは何かについて考察する。

コメンテータ：阿部昌樹(大阪市立大学)、イザベル・ジロドウ(名古屋大学)

5月11日（日） 13:00～16:50

- ・全体シンポジウム
「ジェンダーと法の理論」

ジェンダーと法の理論

コーディネータ：南野佳代（京都女子大学）

司会：樫澤秀木（佐賀大学）

渡辺千原（立命館大学）

1. 企画趣旨

南野佳代(京都女子大学)

2015年は日本が女性差別撤廃条約を批准してから30年、また、第4回世界女性会議北京会議において、北京宣言と行動綱領が採択されてから20年である。この節目の年に、日本法社会学会の学術大会企画として「ジェンダー平等」を取り上げることは、非常に意義のあることであり、このような機会をいただいたことに感謝申し上げる。

この企画は参加者と教育研究において具体的な課題を提供することを目標としている。以下では、企画趣旨説明として、企画の背景である日本のジェンダー平等の状況を概括する。今回の企画の全体において、報告のテーマとして設定しなかった家族の問題についても、必要な範囲で若干ふれることとする。日本の状況を踏まえて、企画の全体像として三つのシンポジウムの位置づけを説明する。最後に、全体シンポジウムの趣旨を提示する。

日本のジェンダー平等は、進んでいるとは言い難い状況である。

日本のジェンダー不平等状況を前提として、その背景と改善のあり方を参加者と共に考え、明日からも課題として共有することを目標として、三つのシンポジウムを企画した。背後の問題意識は、ジェンダー不平等の改善が進まないのは、差別の共通認識が薄いのではないかとということ、そして、差別による被害の救済は、権利を基礎としているとの理解が必ずしもなされていないのではないかとということである。「企画の骨子」で言及した「立っている地平の違い」が感じられるのはこの点である。

性差別の基本的な認識とその多様さを確認し、その根源にあるものの共通認識をもつことを目標として、日本におけるジェンダー平等の課題を考察することを包括的テーマとし、多様な課題を具体的な文脈において異なる立場から検討することを試みた。日本におけるジェンダー平等がなぜ進まないのかを考えるための基礎と、権利の実質化に必要な法にかかわる諸条件を、二つの企画関連ミニシンポジウムのそれぞれのテーマとした。これらを踏まえて、全体シンポジウムではジェンダー平等に向けた法理論の可能性を考えるために、「ジェンダー法理論」の代表的な二つの立場の報告と、批判法学から「平等」の法学における議論を検討する報告、およびコメントーターからは法哲学から平等に向けた基礎法学に位置づけと問題提起が行われる。

2. 「支配の理論」の立場から求められるもの —なぜ、ジェンダー平等の問題が軽く扱われるのか、 日本におけるジェンダー平等がなぜ進まないのか—

角田由紀子(第二東京弁護士会)

実務家の経験から

1 日本ではフェミニズム法理論が、アメリカのように育たなかった。

(1) フェミニズム法理論が実務を先導したこともなかったのでは？

実務家は、フェミニズム法理論を知らずに、現場での問題解決（多くは裁判での勝利）に自己流で携わってきたのではないだろうか。

「総論」（フェミニズム法理論、差別とは何かなど）は実務では必要とされてこなかった、その良し・あしは別にして。

(2) ジェンダー論が語られるようになってから、それまで実務家が行ってきたことが、「ジェンダー法」と他者から（学者）と名付けられるようになってきたのでは。フェミニズム（法）理論の前の女性学も法律の世界にはほとんど浸透していない。金城清子の「法女性学」位か？

(3) なぜ、総論が必要とされなかったのか。

女性労働の差別賃金の差額請求裁判、結婚退職無効裁判などの女性差別是正を求める裁判も、ことさら「女性差別」の原因論を展開しなくても、事実で勝つことができたからか。それほど、差別があからさまであったということかも知れない。

2 性差別、女性差別であることを明確に主張する必要は、SH（セクシュアル・ハラスメント）裁判で生まれた。SHがなぜ、不法行為になるのか、それは女性差別という人権侵害であるからという議論が必要になった。同じことは、DVについても起こった。支配関係にあることが、DVのメカニズム理解の基本として必要であった。しかし、いずれもマッキノンの「支配理論」をそれとして引用するわけではなく、SH、DV対応の先進国であるアメリカの理論を取り入れたので、問題理解に支配関係、あるいは、権力関係の概念が受け入れられることになったのかも知れない。

3 支配理論の立場から何を求めるか

支配理論を知ることで、ジェンダー不平等が、なぜ、おきているのか、その基本構造は何かを理解することで、女性がジェンダー不平等で被っている諸々の不利益が、根底ではつながっていることを理解できることになろう。社会構造のジェンダー分析ができる。そうなれば、女性たちのジェンダー平等を求める運動はより強く効果的になれるのではないだろうか。支配理論を改めて知ること、女性たちの様々な不利益状況をテーマ横断的に考察できよう。平等は、男性との差の問題に限定されないということは、特に労働に関しては留意すべきである。

3. 関係性アプローチと法理論——ジェンダー平等と暴力の観点から

岡野八代(同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科)

本報告では、社会と個人を構成する機軸の一つとしてのジェンダーというそもそもの定義に立ち返りながら、フェミニズム理論のなかでもとくに、社会関係を重視するケアの倫理に親和的なフェミニズム法理論のポテンシャルを考えてみたい。とくに、ジェニファー・ネデルスキーの近著『法の関係性』の議論を概観しながら、暴力をいかに概念化するかについて、男性中心主義的な法理論とは異なるアプローチを試みる。

そのさい鍵となるのは、ネデルスキーによる関係性アプローチに関する以下の主張である。

第一の主張：権利（とそして、さらに一般的には法）に関わる諸問題は、いかに権利・法が関係性を構造化しているかという観点から最もよく分析される。そのような分析は、人びとが検討されるべき課題をいかに理解し、その課題に対してどのような判断を下すことになるかについて、違いをもらすことになる。

第二の主張：じっさいに、いまここで、権利と法がなしていることとは、関係性を構造化することであり、その構造化によって今度は、自律といった[社会の]核となる価値が高められたり、貶められたりする。このことが、関係性アプローチが、現在の法体系において使用されうる、そして、されるべき（時にはじっさいにもされている）理由である。 [Nedelsky 2011: 65- 66] 。

以上の関係性アプローチをとることで、暴力、とくに女性に対する暴力がどのように概念化されるのか、ジェンダー平等の視点の重要性とともに論じてみたい。

報告の構成

- 1) ジェンダー平等とは
- 2) 関係性アプローチとは
- 3) 関係性アプローチによって概念化される女性に対する暴力とは

Reference

Nedelsky, Jenifer 2011 *Law's Relations* (Oxford: Oxford U.P.)

4. 批判法学はジェンダーの法理論に何をもたらすか？

船越資晶(京都大学)

はじめに——批判法学とフェミニズム法学

- ・ 批判法学の現在
- ・ フェミニズム法学の過去

1. フェミニズム法学から見た批判法学

- ・ 通俗的イデオロギー
- ・ ラディカリズム

2. 批判法学から見たフェミニズム法学

- ・ 法的思考の系譜学
- ・ 公私二元論批判
- ・ 権利批判

3. 批判法学によるフェミニズム／ジェンダー法学

- ・ 自律
- ・ 闘技

おわりに——批判法学の法戦略

- ・ 内在的批判
- ・ 職場政治

【参考文献】

船越資晶『批判法学の構図——ダンカン・ケネディのアイロニカル・リベラル・リーガリズム』勁草書房（2011）

船越資晶「初期アングラーの再活用——『法の支配』の歴史社会学」法学論叢 172 卷 4=5=6 号（2013）

船越資晶「ネオ・マルクス主義的法モデル再論」和田仁孝・樫村志郎・阿部昌樹・船越資晶編『法の観察——法と社会の批判的再構築に向けて』法律文化社（2014）

コメント

長谷川晃(北海道大学)

今回の学会の統一テーマ・シンポジウムのコメンテーターにお誘いをいただいた企画関係者の方々に、厚くお礼を申し上げたい。

シンポジウム報告者の方々の個別の報告内容については、学会当日の報告を待ってコメントさせていただくこととし、シンポジウムのテーマ全体との関係では、一般的な論点として、特に、法学教育の構造的課題や社会的逆機能、法的コミュニケーションの現代的変容と法意識論的視座の限界、平等への志向の意義と可能性、そしてこれらの点をめぐる法社会学や法哲学など基礎法学の社会的位置づけといった辺りを念頭に置きつつ問題提起を行えればと考えている。

【会場案内】

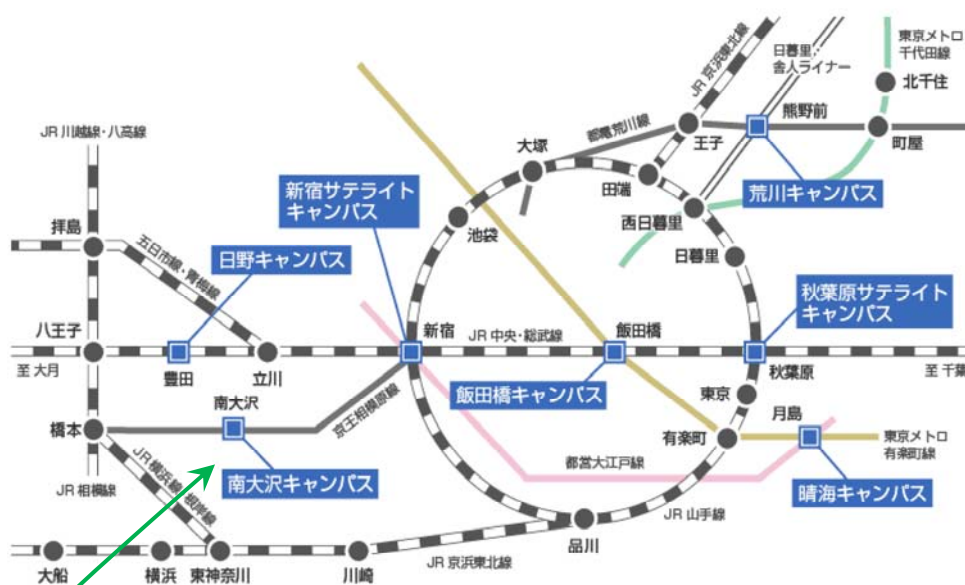
会場: 首都大学東京南大沢キャンパス1号館(東京都八王子市南大沢1-1)

最寄駅: 京王線相模原線「南大沢」駅改札口から徒歩約5分

(改札口を出て右手に緑に囲まれたキャンパスが見えます)

学術大会で使用する建物等の詳しいご案内は『学術大会プログラム集』に掲載しています。

各キャンパスの位置



各キャンパスの交通アクセス

南大沢キャンパス

所在地

〒192-0397 東京都八王子市南大沢1-1
TEL. 042-677-1111(代)

所属組織

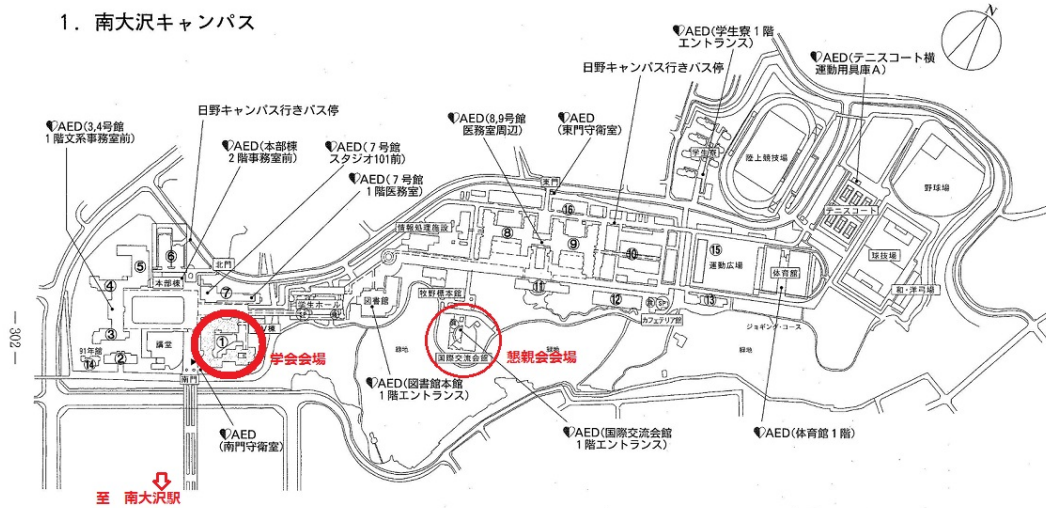
都市教養学部、都市環境学部、人文科学研究科、
社会科学研究科、理工学研究科、都市環境科学
研究科、人間健康科学研究科、ヘルスプロモ
ーションサイエンス学域

アクセス

■京王線相模原線「南大沢」駅下車
改札口から徒歩約5分
※改札口を出て右手に緑に囲まれたキャン
パスが見えます。

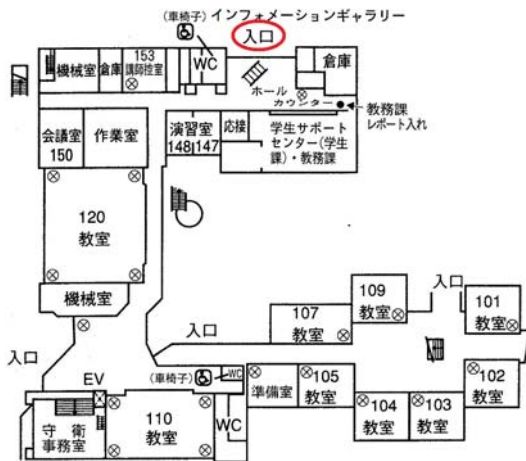


1. 南大沢キャンパス

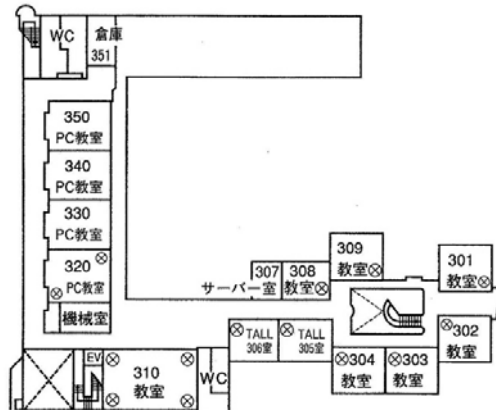


- ① 1号館 教室棟、学生サポートセンター（学生課）、教務課
- ② 2号館 都市教養学部都市政策コース
- ③ 3号館 都市教養学部経営学系
- ④ 4号館 都市教養学部法学系
- ⑤ 5号館 都市教養学部人文・社会系
- ⑥ 6号館 教室棟
- ⑦ 7号館 学生サポートセンター（キャリア支援課、学生相談室、医務室）
- ⑧ 8号館 都市教養学部理工学系・都市環境学部、医務室
- ⑨ 9号館 都市環境学部、都市教養学部理工学系
- ⑩ 10号館 実験棟、都市教養学部理工学系・都市環境学部、栄養・食品科学／観光科学研究棟
- ⑪ 11号館 理工教室棟
- ⑫ 12号館 理工教室棟
- ⑬ 13号館 体育研究棟
- ⑭ 91年館 学芸員養成課程実習及び展示室
- ⑮ プロジェクト研究棟
- ⑯ フロンティア研究棟

1号館 1階



1号館 3階



【教室配置】 ※ これは仮のもので、当日は配布資料の方をご参照ください。

休憩室・・・1号館 110 教室

【5月8日（金）】 若手ワークショップ・1号館 309 教室 理事会・・・1号館 102 教室
 編集委員会・・・1号館 147 教室

【5月9日（土）】

- ミニシンポ①・・・1号館 102 教室
- ミニシンポ②・・・1号館 103 教室
- 個別報告A・・・1号館 104 教室
- 昼食・・・1号館 110 教室
- 女性ランチョン・・・1号館 147 教室
- 会員総会・・・1号館 120 教室
- ミニシンポ③・・・1号館 102 教室
- ミニシンポ④・・・1号館 103 教室
- ミニシンポ⑤・・・1号館 104 教室
- 企画関連Ⅰ・・・1号館 105 教室
- ポスターセッションα・β・・・1号館 1階廊下

【5月10日（日）】

- ミニシンポ⑥・・・1号館 102 教室
- ミニシンポ⑦・・・1号館 103 教室
- 個別報告Ⅱ・・・1号館 104 教室
- 企画関連Ⅱ・・・1号館 105 教室
- 昼食・・・1号館 110 教室
- 全体シンポ・・・1号館 120 教室
- 理事長挨拶・・・1号館 120 教室